

# 健康長寿とちぎづくり推進条例の概要



## 第1条（目的）

この条例は、「健康長寿とちぎづくり」（県民一人一人がその居住する地域にかかわらず心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる地域社会の実現に向けた取組をいいます。）の推進に関し、**基本理念や県民等の責務、施策の基本**となる事項を定めるものとします。

## 第2条（健康長寿とちぎづくりの基本理念）

自ら健康づくりに努める**県民一人一人の自主性が尊重されること**。  
県民一人一人が、健康づくりを実践できるよう、**多様な主体が連携・協働することにより、必要な支援及び社会環境の整備が行われること**。

### 県民の責務等

#### 県民（第3条）

- 自らの心身の状態等に  
応じた健康づくり
- 定期的に**健康診査**を  
受けることによる心身の  
状態の把握
- 健康長寿とちぎづくりの  
推進等への協力

#### 県（第4条）

- 施策の策定、実施
- 県民の意見の反映

#### 健康づくり関係者（第6条）

- 健康長寿とちぎづくり  
の推進等への協力

連携・協力  
（第5条）

#### 市町村

- 健康づくりに関する  
施策の実施

#### 事業者（第7条）

- 職場環境の整備
- 健康長寿とちぎづくり  
の推進等への協力

### 基本的な施策


第11条  健康診査の受診の促進等

第12条  食生活の改善の促進

第13条  運動等の促進等

第14条  受動喫煙の防止及び喫煙率の減少

第15条  心の健康の保持

第16条  幼児期からの健康な生活習慣の定着

第17条  高齢者の健康づくり

### 基本計画の策定等

第8条 財政上の措置等

第9条 県議会への年次報告等

第10条 基本計画の策定

第18条 健康長寿とちぎづくり推進月間

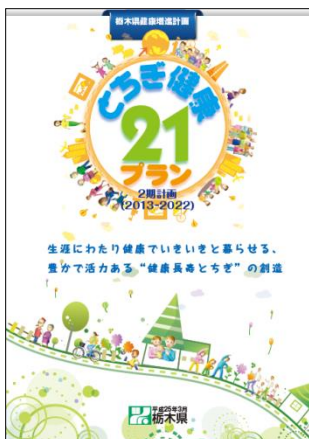
10月を健康長寿とちぎづくり推進月間とします。  
※平成26年10月には**ねんりんピック栃木**を開催

第19条 健康長寿とちぎづくり県民運動

健康長寿とちぎづくりに関する社会的気運を醸成するため、県を挙げて**県民運動**を推進します。  
県民運動を推進するため、県、市町村、健康づくり関係者、事業者等で構成される**県民会議**を組織します。



とちぎ健康21プラン（2期計画）



本条例の制定をきっかけに、県民のみなさまお一人お一人が健康づくりに更なる関心をもっていただき、とちぎを元気にしていくまる！

**さあ！みんなで「健康長寿日本一とちぎ」を目指しましょう！**

条例本文は [栃木県のホームページ](#) → [福祉・医療](#) → [健康づくり](#) から検索できます。